

中山間地域等直接支払制度の課題・問題点について

| 制度の課題・問題点（前検討会での意見） | 制度の位置づけ等 |
|--|---|
| <p>【支援水準について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次期対策が同様水準の支援であれば、集落協定は緩やかに消滅していく。 ○ （新規参入者や定年帰農者等が）魅力を感じる、他産業並の所得が得られる取組単価の設定が必要。現行水準では全然足りない。 ○ 農業に魅力を感じている人材がいても、儲からないと人は入ってこない。新規参入や規模拡大に魅力を持てる収入構造にしないと。 ○ 農業生産条件の不利補正単価が25年間変わらないというのは妥当なのか議論が必要。現在の物価高騰にも対応できていない。 ○ 現場は、どうせ大きく変わらないと白けている。雰囲気を変えていくためにも、次期対策は集落の機運を高める内容となってほしい。 <p>【制度設計（仕組み）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政策をもっと本質的に変えていかなければならない。 ○ 各種加算は個人配分できない。個人配分できる額を増やし、中山間地域で耕作する者のモチベーションが湧くようにしないと変わらない。 ○ 加算措置については、目標設定や用途の制限など、自治体や協定の裁量が少ない。自由度の高い運用とすることを要望する。 ○ 協定役員は報告書類の作成などに時間を取られ、農業に専念できていない。余計な仕事を減らし、農業に専念させるのが、本来の支援。 <p>【制度の普及・推進について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 加算措置については、対外的に説明できるように定量的な目標設定しなければいけないため、計画を立てるときに非常に苦労している。加算措置等については、市町村職員が制度を十分理解していれば、地域のためにもっと有効に活用できた。 ○ 市町村職員がやる気を削がれないように、事務負担を減らしてほしい。 ○ 優良事例集だとすごい事例しか出てこないかもしれないが、そこに至るまでのプロセスがわかるようになれば、これから取り組む地域も参考になるのではないかと。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農家の皆さんが中山間地域で当たり前やってきた農地維持活動等が一般の国民から評価され、感謝されるように、対外的に説明できるようにしていかなければならない。 ○ 本制度は、農業の多面的機能の維持を目的に開始されたが、制度開始から25年が経過する中、脱炭素社会の実現やSDGsなど新たな目標への貢献についても評価されるべき。 | <p>【食料・農業・農村基本法】</p> <p>第35条（中山間地域等の振興）</p> <p>国は、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において、その地域の特性に応じて、新規の作物の導入、地域特産物の生産及び販売等に必要施策を講ずるものとする。</p> <p>国は、中山間地域等においては、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、多面的機能の確保を特に図るための施策を講ずるものとする。</p> <p>【食料・農業・農村基本法・改正案】</p> <p>第47条（中山間地域等の振興）</p> <p>上記に加え、国が講ずる施策として「地域社会の維持に資する生活の利便性の確保に必要な施策」を位置づけ。</p> <p>○食料安定供給・農林水産業基盤強化本部 決定</p> <p>1 食料・農業・農村政策の新たな展開方向（R5. 6. 2）</p> <p>日本型直接支払については、農業・農村の人口減少等を見据えた上で、持続可能で強固な食料供給基盤の確立が図られるよう、まずは、</p> <p>① 中山間地域等直接支払については、引き続き地域政策の柱として推進するとともに、農業生産活動の基盤である集落機能の再生・維持を図るため、農地保全や暮らしを支える農村RMO等の活動を促進する仕組みを検討。</p> <p>2 「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容（R5. 12. 27）</p> <p>令和7年度からの次期対策では、多様な組織等の活動への参画と、小規模協定のネットワーク化により効率的な農地保全や集落機能を維持する体制の基礎づくりを推進し、農村RMOの活動を促進。</p> <p>【農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律】</p> <p>第2条（基本理念）</p> <p>農業の有する多面的機能は、国民に多くの恵沢をもたらすものであり、農産物の供給の機能と一体のものとして生ずる極めて重要な機能であることを踏まえ、将来にわたって国民がその恵沢を享受することができるよう、国、都道府県及び市町村が相互に連携を図り集中的かつ効果的に支援を行うことを旨として、その発揮の促進が図られなければならない。</p> <p>2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に当たっては、その取組が、長年にわたって農業者等による共同活動により営まれ、地域社会の維持及び形成に重要な役割を果たし、農用地の効率的な利用の促進にも資するものであり、当該共同活動の取組の推進が図られなければならない。</p> |